

国民年金のご案内

学生納付特例制度

20歳になったら国民年金保険料の納付が必要です。ただし、学生の方には、在学中の保険料を社会人になってから納付することができる「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学（大学院）など各種学校に在学し、前年所得が一定額以下の方

■学生納付特例の承認期間の扱い

老齢基礎年金を受けるための必要な期間（10年）に算入されますが、受給できる年金額には反映されません。

■手続き方法

市民課または各支所で、▷年金手帳または基礎年金番号通知書 ▷学生であることを証明するもの ▷印鑑（本人署名の場合は不要）を持って申請してください。

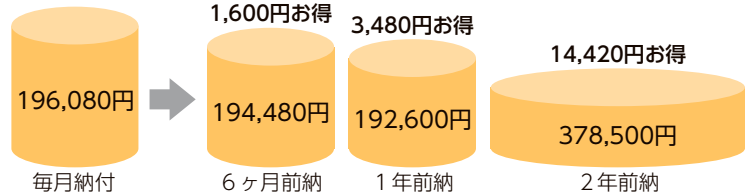
※扶養親族となっている方以外は、前年の収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。
※毎年度申請が必要です。

問 多治見年金事務所（☎0255）または市民課保険年金係（内線137）

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前もって納める「前納」は、毎月納める手間が省け納め忘れもありません。さらに、割引がありお得です。

■納付書で前納すると ※保険料 { 平成30年度…月額16,340円
平成31年度…月額16,410円



■前納を希望する方は

▷毎月納付書で納めている方

日本年金機構から送られる「前納用納付書」で5月1日(火)までに納めてください。2年前納は年金事務所へ申し込みが必要です。

▷毎月口座振替で納めている方

振替方法を「平成30年4月分からの前納」に変更することはできません。早めに年金事務所へ連絡してください。納付書で前納を希望する方は、年金事務所へ連絡し、届いた前納用納付書で5月1日(火)までに納めてください。

75歳以上の方

後期高齢者医療保険料の軽減措置を見直します

後期高齢者医療制度の医療費は増加しており、被保険者の方の保険料で負担し、足りない分は現役世代の支援金などで賄っています。保険料は被保険者間で保険料の格差や現役世代の負担が増加していることから、一定の収入の方の保険料をさらに軽減する特例措置の見直しが昨年度から始まり、今年度も同措置を下記の通り見直します。

▷保険料『所得割額』の軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方が対象

年度	軽減割合
平成29年度	2割
平成30年度	廃止

▷保険料『均等割額』の軽減

被用者保険の被扶養者であった方が対象

年度	軽減割合
平成29年度	7割
平成30年度	5割
平成31年度	5割 ※資格取得後2年を経過する月まで

▷保険料『均等割額』の軽減

2割・5割軽減の判定基準額の対象を拡大

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成29年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がない場合
8.5割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × 世帯の被保険者数 以下 (27万円 → 27.5万円へ)
2割軽減	33万円 + 50万円 × 世帯の被保険者数 以下 (49万円 → 50万円へ)

※均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の方のみ適用）を差し引いた金額となります。

※軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

問 市民課保険年金係（内線135）